

第12回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年4月27日（月）8時40分～

場 所：県庁12階大会議室

議 程

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について
2. 県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について
3. 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度4月補正予算（案））について
4. その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
香川県における緊急事態措置等

令和2年4月24日

商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策実施の協力要請（法第24条第9項）

(1) 商店街・スーパーマーケットにおける対策

①事業者向け

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる（Social distancing:社会的距離）
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める

②住民向け

- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

(2) 公園等における対策

①住民及び施設管理者向け

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける

香川県の新型コロナウイルス感染症対策の現況(4月24日現在)

I 県内での発生状況等について

○現在の感染者数：累計28人

[4月26日(日)現在]

- 3月17日(火) 1例目の発生
- 3月30日(月) 2例目の発生
- 4月8日(水) 3例目の発生
- 4月10日(金) 4例目の発生
- 4月12日(日) 5例目～8例目の発生
- 4月13日(月) 9例目～19例目の発生
- 4月14日(火) 20例目の発生
- 4月15日(水) 21例目の発生
- 4月16日(木) 22例目の発生
- 4月17日(金) 23、24例目の発生
- 4月18日(土) 25例目の発生
- 4月19日(日) 26例目の発生
- 4月20日(月) 27、28例目の発生

○PCR検査結果

[4月26日(日)現在]

	PCR検査陽性者			PCR検査実施人数
	現在も入院等	退院者	死亡者	
<u>28</u>	<u>20</u>	<u>8</u>		<u>1,512</u>

○相談件数

[4月26日(日)現在]

県民	一般相談件数						「帰国者・接触者 相談センター」 受診相談件数
	医療 機関	行政 機関	企業	観光 旅館	その他	計	
<u>7,633</u>	<u>559</u>	<u>311</u>	<u>700</u>	<u>51</u>	<u>263</u>	<u>9,517</u>	<u>5,416</u>

II 県内経済等への影響について

商工労働部、交流推進部

(別添1)のとおり)

III 対策本部等の設置・開催状況について

○新型コロナウイルス対策本部会議の設置・開催

- 2月10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議設置・第1回会議開催
- 2月21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月27日 新型コロナウイルス対策本部設置・第1回会議開催
- 3月6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 3月11日 第2回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月17日 第3回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月23日 第4回新型コロナウイルス対策本部会議

- 3月26日 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「県対策本部」として開催(以降同じ)
第5回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月8日 第6回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月12日 第7回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月13日 第8回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月17日 第9回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月20日 第10回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月22日 第11回新型コロナウイルス対策本部会議

- 香川県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(3/2～) 警察本部
県警関係各課での情報共有と対策を検討するため、これまで4回開催

IV 県からの要請について

- 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ(4/7)
- 新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言(4/14) 別添2
- 4月16日に全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、緊急事態措置として大型連休における外出自粛を要請(4/17) 別添3
- 特措法に基づく緊急事態措置として施設の使用の制限を要請(4/22) 別添4
 - ・遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請(4/25～5/6)(特措法の要請に加え、床面積1,000㎡以下の施設に対しても協力を依頼)
 - ・飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請(4/25～5/6)
 - ・県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼(5/2～5/6)(※特措法によらない県独自の協力依頼)
- 知事から県民の皆さまへのメッセージ ～新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について～
- 【全国知事会】新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4/2)
- 【全国知事会】打倒コロナ！危機突破宣言(4/8)
- 【全国知事会】ゴールデンウィーク緊急要請 ～みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう～(4/23) 別添5
- 繁華街における警ら活動、一般的な警察活動を通じた声掛け、パトカー等を利用した住民への不要不急の外出自粛呼びかけの実施
- 団体等への要請
 - ・県内経済団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の取組みの要請(2/28)
 - ・県内の大学・高等専門学校や企業などに対し、感染拡大防止の依頼(3/31、4/1、4/10)
 - ・県内の各種団体に対し、「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大防止の要請(4/14～)
 - ・県内の国の出先機関、各種団体、従業員を多く有する企業、大規模小売店舗に対し、国の緊急事態宣言対象地域拡大及び大型連休における外出自粛等の徹底(4/20～)
 - ・県内の社会福祉施設に対し感染拡大防止の再徹底とともに施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼(4/21～4/23)
 - ・市町等に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13、4/20)
 - ・県管理港湾のビジターバース等(係留施設)の使用(遊興目的など不要不急の使用の

場合)の自粛の要請(4/20~5/6)

- ・香川県商店街振興組合連合会、大規模小売店舗をもつ企業、県内市町に対し、商店街やスーパーマーケット、公園等における感染拡大防止対策を講じるよう特措法に基づき協力要請(4/24)

○知事と県内市町長が新型コロナウイルス感染症対策について意見交換会(Web会議)を実施(4/23)

V 県の取組みについて

1 感染予防・感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

(1) 相談体制

- 一般相談及び帰国者・接触者相談センターの設置 健康福祉部
 - ・県内の各保健所において新型コロナウイルス感染症の受診相談(24時間体制)や一般相談に対応(1/29~)
 - ・県内の各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(2/3~)
 - ・帰国者・接触者外来が設置され(2/3~)、現在11カ所となっている

(2) 衛生用品の確保等

<医療機関等>

健康福祉部

- 国の省庁が保有していたマスク約4万枚を、医療機関に配布(3/17)
- 国が一括購入したマスクを、県内医療機関に配布(3/31~、183,000枚(3/31)、180,450枚(4/8)、182,350枚(4/16)、183,000枚(4/24))

<社会福祉施設等>

健康福祉部

- 高齢者施設等へのマスク、消毒薬等の配布(3/24~)
 - ・県が、県内業者から購入する布製マスク(9,570枚)し、マスクの在庫が切迫している高齢者施設・障害者施設(594か所)に優先的に配布
 - ・県内企業から寄付された布製マスク100枚を障害者施設(2か所)に配布
 - ・県が購入した手指消毒用エタノールを県内高齢者施設・事業所に配布(67施設、306セット)
 - ・県が購入した手指消毒用エタノールを医療的ケア児等の家庭に配付(250ml:27セット、800ml:90セット)
- 県内企業から寄付された不織布マスク5,000枚を児童養護施設等に配布

<幼稚園>

総務部・教育委員会

- 幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生用品購入を補助

(3) 検査体制

○ウイルス検査体制の確保

健康福祉部・環境森林部

- ・香川県環境保健研究センターに新型コロナウイルス検査の実施体制整備(1/29~)
- ・県環境保健研究センターのPCR検査を1日2回に集約。これにより96検体/日(3/5~)の検査が可能になったが、さらにPCR検査機器を東部家畜保健衛生所から移設して配置、これにより、144検体/日の検査が可能に(5/1~)
- ・受付体制強化のため事務職員6名を追加配置(4/14)
- ・検査体制強化のため技術職員2名を追加配置(4/20)
- ・検査体制強化のため技術職員3名を兼務発令し、常時2名を追加配置(4/27)

○PCR検査費用を公費負担

健康福祉部

(4) 医療提供体制

- 県立病院での受入れ体制の整備・充実 病院局
 - ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成等体制の整備、医療機材の整備・充実、マスク等診療材料の確保
- 新型コロナウイルス感染症患者に係る入院医療費を公費負担 健康福祉部
- 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置 (4/20) 健康福祉部
- 宿泊療養施設の確保 (4/22～) 健康福祉部
 - ・宿泊療養施設で対応する県職員等に対する教育支援を自衛隊に要請 (4/20) 危機管理総局

(5) 県有施設等における対応

県有施設等所管部局

- 現在休館中の施設は別添のとおり **【別添6】**
- 休館以外の対応
 - ・丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）における、かがわ縁結び支援センターの出張窓口業務の休止 (3/18～5/6)
 - ・かがわ縁結び支援センター業務の休止（電話・メールによる相談のみ対応）(4/25～5/6)
 - ・県管理港湾施設等における啓発ポスターの掲示、消毒液の設置 (1/23～)
 - ・ダムカードの配布休止 (2/29～)
 - ・浄化センター施設見学会の休止（香川県下水道公社での対応） (3/3～)
 - ・マンホールカードの配布休止 (3/3～)
 - ・県管理ダム周辺の公園におけるキャンプ利用休止 (4/24～5/6)
 - ・内場ダムの船舶進入路の利用休止 (4/20～5/10)
 - ・三豊市からの要望による父母ヶ浜への立入禁止措置への協力（立入自粛を促す看板の設置） (4/29～5/10)
 - ・香川県運転免許センター等における免許更新業務を休止するとともに、学科試験、技能試験、認知機能検査、高齢者講習について縮小、受験等の自粛要請 (4/24～5/6)
 - ・東京・有楽町の「ふるさと回帰支援センター」移住相談窓口の対面相談を休止 (4/15～5/6)
 - ・東京讃岐会館（東京さぬき倶楽部）の閉館時期を前倒し (4月末)

(6) 学校における対応等

- 県立学校等の一斉休業、再開に伴う対応 総務部・教育委員会
 - ・県立学校 (3/2～)、市町立小中学校 (3/3～) を春休みまで臨時休業
 - ・県立学校、市町立小中学校の教育活動は新年度から再開 (4/6～) したが、緊急事態宣言を受けて、再度休業 (4/13～24)
 - ・県立学校は、国の緊急事態宣言の対象地域となったことなどから臨時休業期間を延長 (4/27～5/8)
 - ・市町立小中学校も臨時休業期間を延長 (4/27～5/10)
 - ・私学においても県からの協力要請を受けて同様の休業措置を実施 (3/2～)
- 大学等の休業、再開に伴う対応 政策部・健康福祉部・農政水産部・商工労働部
 - 県内の大学・高等専門学校などに対して感染拡大防止の依頼 (4/1、4/10、4/15、4/21)
 - ・香川大学：
 - 【学 生】4/17～5/6(遠隔によるレポート作成指導やインターネット環境の整備)
 - 5/7～6/17(遠隔による授業)

※医学部医学科2年生以上は4/15～遠隔授業開始

【教職員】4/25～5/6 医学部及び附属病院を除いて臨時休業とし、原則特別休暇

・四国学院大学：

【学 生】4/20～5/1(遠隔授業。学生に課題を送る)

5/4(祝)～5/31 (Webによるオンデマンド、双方向授業)

【教職員】4/20～5/31 原則在宅勤務

・高松大学・高松短期大学：

【学 生】4/8～5/20 自宅学習。4/25～5/6 は、登校を禁止

【教職員】4/25～5/6 原則在宅勤務

・徳島文理大学(香川キャンパス)：

【学 生】4/20 から当面(5月末を目途)パソコンによる遠隔授業

6月から対面授業を行う予定

【教 員】4/25～5/6 在宅勤務選択可

【職 員】4/25～5/6 半数を在宅勤務

・香川短期大学：

【学 生】4/20～5/8(遠隔授業を中心とした自宅学習)

5/11～スマホによる遠隔授業

【教職員】4/16～5/8 25%を目途に出勤調整し、可能な限り在宅勤務

・香川高等専門学校：

【学 生】4/13～8/7 登校禁止期間として対面授業はしない。

準備ができた科目からwebによるオンデマンド、双方向授業開始

8/8～9月末 夏季休業 10月～対面授業の予定

【教職員】4/24～8/7 必要最小限の出勤とし、原則在宅勤務

・県立保健医療大学：

【学 生】4/7～5/10まで自宅学習。4/25～5/6 は、登校を禁止

【教職員】4/25～5/6 希望者のうち学長が認める者は在宅勤務

・県立農業大学校：4/8～5/10まで自宅学習

・県立高等技術学校：4/14午後～5/8まで臨時休校

○幼稚園における対応

総務部・教育委員会

・家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう、市町教育委員会から保護者に要請することを依頼(4/13、4/20)

(7) 県主催イベント等の自粛

○県主催イベント等の開催自粛基準の策定(2/28)

・感染拡大に繋がる可能性があるイベントを基準に基づき中止又は延期(～5/6)

○県管理公園内での飲食等に関する注意喚起等(3/18～)

施設管理部局

・公園内における花見等での宴会の自粛を要請(4/8～ ※4/24～休園)

○県有施設のキャンセルに伴う使用料・利用料の還付

総務部・施設所管部局

・2/20～5/31までを対象期間とし、19県有施設の利用をキャンセルする場合について、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金は還付

(8) 休業要請等への協力促進

○緊急事態措置として県が行う休業要請等に応じて協力する事業者に対して協力金を支給することを公表

商工労働部

(9) 情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報のページを設置 (2/28～) 総務部
 - ・ 県 HP のトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する必要な情報をまとめて紹介
- 多言語での情報提供 (2/19～) 総務部
 - ・ 県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供や多言語によるコールセンター、外国語対応可能な医療機関検索サイトなどを紹介
 - ・ 県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供等を行っていることを外国人技能実習生に対して周知するよう、県内外国人技能実習生監理団体に依頼
- SNS による新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信 健康福祉部・政策部
 - ・ LINE を活用した相談・問合せ対応 (3/27～)
 - ・ 香川県 LINE 公式アカウント「香川県 新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設
 - ・ Twitter・Facebook での情報発信 (1/24～)
- NPO・ボランティアへの情報提供 (2/28～) 政策部
 - ・ 県ホームページ「NPO・ボランティアのページ」で内閣府からの情報を掲載
- 消費生活センターにおける情報発信と相談対応 危機管理総局
 - ・ センターのホームページにおいて、悪質商法等に関する消費者庁や国民生活センターからの注意喚起情報を掲載するとともに、随時、マスク等に関する消費生活相談に対応
- ペットを触った際の注意点に関する対応周知 (3/10) 健康福祉部
- 食品製造業者に対して、一般的な衛生管理の実施徹底を周知 (3/17)
- 高齢者施設・事業所等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知 (3/13)
- 児童福祉施設等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知 (4/16)
- 児童福祉施設等に対して香川県緊急事態宣言について周知 (4/21)
- 保育所、放課後児童クラブの臨時休業に係る状況を把握し公表
- 社会福祉施設における感染拡大防止の徹底、利用者本人・家族の協力を依頼 (4/15、4/16)
- 四国新聞に県民向けの情報を掲載 (3/15、4/11)
- 県内宿泊施設への影響に関する調査 (4/10 実施分) の結果を公表 (4/14) 交流推進部
- 家庭でのマスクの捨て方など、廃棄物処理における留意点についてホームページに掲載 (4/8) 環境森林部
- 知事記者会見等における手話通訳の導入 (4/13～) 総務部
 - ・ 知事が行う記者会見等において、新型コロナウイルス感染症の情報を聴覚障害者の方にも分かりやすく伝えるため、手話通訳を導入
- 県民向けの広報 (1/24～) 総務部
 - ・ 県広報誌 (4月号～)、県政テレビ、ラジオ、SNS (ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ)、メールマガジンによって広く県民向けに情報発信
 - ・ 県広報誌5月号に新型コロナウイルスの特集ページを掲載するとともに、香川県緊急事態宣言を全戸配布

(10) 県職員に係る感染予防対策

- 県職員への対応 総務部
 - ・ 健康状態により罹患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集 (2/27・4/22)
 - ・ 県職員の時差出勤の開始 (2/27)

- ・ 県職員の時差出勤の対象者の拡大 (3/2・4/16)
- ・ 感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員は在宅勤務、異動職員は対人接触を回避(4/1～)
- ・ 東京事務所、大阪事務所について、所長又は副所長と職員1～2名が交代で出勤し、他の職員は在宅勤務(4/9～)
- ・ 「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大地域との不要不急の往来自粛等を要請(4/14)
- ・ 従来(育児・介護)の在宅勤務の実施頻度の上限撤廃(4/17)
- ・ 本庁における執務スペースの分散化(東館8階・本館13階の活用)の開始(4/20)
- ・ 休憩時間の弾力的運用(前後1時間の時間帯を選択可能)の開始(4/21)
- ・ 県職員の時差出勤の勤務時間帯の拡充(4/22)
- ・ 県内の5出先機関に臨時のサテライト・オフィスの設置(4/23)
- 県職員へ衛生管理の徹底通知(4/8) 総務部
 - ・ 統轄安全衛生管理者から各所属長に対し、感染拡大防止に向けた職場の対応及び感染者が発生した場合の対応について通知(本通知を県内市町にも参考送付)
- 本庁舎消毒マニュアルの策定・通知(4/22) 総務部
 - ・ 各所属長に対し、本庁舎で感染者が発生した場合におけるの消毒作業等を円滑に実施するためのマニュアルを策定・通知
- 県職員へマスク着用の徹底通知(4/22) 総務部
 - ・ 統轄安全衛生管理者から職員及び各所属長に対し、通勤時や職場において、咳エチケットとしてのマスク着用を徹底するよう通知
- 県の新規採用教職員及び感染拡大地域からの異動教職員への対応(4/1～) 教育委員会
 - ・ 状況に応じて、在宅勤務や自宅待機とする
- 県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～) 教育委員会
 - ・ 県立学校教員を3グループに区分し、各グループが日替わりで出勤し、出勤しない日は在宅勤務とする。
- 病院局の新規採用職員、初期臨床研修医及び転入医師への対応(4/1～) 病院局
 - ・ 感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員及び初期臨床研修医は在宅勤務、転入医師は自宅待機
- 県立病院職員の健康管理の徹底(3/3～) 病院局
 - ・ 職員の健康管理を徹底するとともに、国内外の感染拡大地域を訪問した者は帰県後2週間程度の自宅待機の後に勤務させるなど、院内感染防止を徹底

2 雇用の維持・事業継続への対応

- 相談窓口での対応 商工労働部
 - ・ 中小企業対策相談窓口、労働相談窓口等で相談に対応
- 資金面の支援 商工労働部
 - ・ セーフティネット保証4号・5号の指定
※信用保証協会による一般保証とは別枠の保証が利用可能
 - ・ 経済変動対策融資の対象拡大(3/10～)
 - ・ 危機関連融資の取扱い開始(3/13～)
- 雇用面の支援 商工労働部
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図

ろうとする事業主に対する助成 (4/1～)

○農林・畜産・水産業への支援

農政水産部・環境森林部

- ・農業・畜産・水産の各関係者に対し、国の融資制度や感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する国の基本的なガイドラインなどをメールや県ホームページ掲載等で周知 (3/18～)
- ・県産花きの利用等を県ホームページ等で呼びかけ (4/13～)
- ・林業事業者・木材事業者に対し、国の融資制度や従業員等が感染した場合の業務継続に関するガイドラインなどを周知 (4/15)

○建設業等への支援

土木部

- ・県発注の公共工事等の受注者から申出がある場合、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて請負金額等の変更、工期・履行期間の延長を実施 (2/28～)
- ・県発注の公共工事の中止措置等に伴い、受注者の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払いを迅速かつ円滑に実施 (3/13～)

○観光・宿泊事業者への支援

交流推進部

- ・旅行者の更新登録の際の弾力的な運用 (令和3年3月申請分まで)

○ふるさと納税による事業者の支援

政策部

- ・ポータルサイト運営会社の「新型コロナウイルス被害事業者向け支援プロジェクト」による返礼品の追加 (3/13～)

3 生活支援

○生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を実施 (3/25～) 健康福祉部

- ・4月24日までの申請件数 782 件、申請金額 133,980 千円、貸付決定件数 779 件、貸付決定金額 133,480 千円

○県税の申告期限の延長等

総務部

- ・個人県民税及び個人事業税の申告期限を令和2年4月16日まで延長し、その後、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に申告書を受け付けることを可能とする
- ・自動車税種別割の申告にかかる課税上の特例の実施
- ・県税を一時に納付できない場合に、換価の猶予や徴収猶予の制度を適用
- ・法人県民税・法人事業税の申告納付期限について、新型コロナウイルス感染症の影響が止み、申告書の作成・提出が可能になる時点まで延長
- ・不動産取得税に係る申告について、今後は積極的に郵送による申告を求める
- ・以上の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症に関するポータルサイト内の「県税の専用ページ」で周知

○運転免許更新等にかかる新型コロナウイルス感染症対策について

警察本部

- ・新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に運転免許証の更新を受けることができなかった場合の措置を実施

○県営住宅の家賃の減額及び徴収猶予

土木部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した県営住宅入居者に対し、状況に応じて家賃の減額及び徴収猶予

○県営住宅の提供

土木部

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅を提供 (4/24～)

○水道料金支払いの実質的猶予（香川県広域水道企業団での対応）

政策部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払に困難を来している方を対象に、給水停止措置の当面見送り（3/26～）

○香川県大学生等奨学金及び香川県高等学校等奨学金の返還猶予制度の周知

政策部・教育委員会

VI 予算措置

- 令和元年度2月の補正予算にて、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費（3百万円）を計上
- 新型コロナウイルス感染症に関する当面の緊急対策に係る経費について、令和元年度補正予算を専決処分（281百万円）（3/24）

県内経済等への影響について（商工労働部）

- 国が設置した県内の相談窓口（※15か所）における相談件数
 - ・合計 7,155件（4月23日まで）
（※四国経済産業局、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、商工中金、信用保証協会、6商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構）
- 商工労働部の中小企業対策相談窓口における相談件数
 - ・合計 135件（4月23日まで）
 - ・サービス業が最も多く、次いで飲食業、宿泊業と続いている。
- 香川労働局の特別労働相談窓口等における相談件数
 - ・合計 3,623件（4月23日まで）
 - ・主には雇用調整助成金の特例措置など国の助成金に関する内容。
- 商工労働部の労働相談窓口等における相談件数
 - ・合計 279件（4月23日まで）
 - ・主には雇用調整助成金や先に創設した香川県緊急雇用維持助成金に関する内容。
- 「新型コロナウイルス」関連倒産
 - ・1件（4月14日自己破産申請・手袋用資材の卸売業）
- 日本銀行高松支店が発表した3月の企業短期経済観測調査（短観）
 - ・県内の業況判断D.I.は、全産業で▲4と昨年12月から7ポイント悪化
 - ・6月（予測）は▲23と大きく下落するとみられている。
- 日本銀行高松支店が発表した香川県金融経済概況（4月16日公表）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響から、このところ弱めの動きとなっている。
- 休業要請・協力金コールセンター等における相談件数
 - ・合計 2,637件（4月23日～26日）

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

○ 入込客数

- ・ 4大観光地（栗林公園、屋島、琴平、小豆島）における3月の入込客数は、229,509人、前年同月(359,906人)に比べて63.8%

※栗林公園：41,882人、52.2% 屋島：31,353人、72.7%
琴平：92,000人、64.3% 小豆島：64,274人、68.7%

○ 観光業

- ・ 宿泊施設においては、香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した3月末時点の調査によると、宿泊人数及び前年同月比については、3月の実績は89,919人泊で約50%、4月の予約状況は34,411人泊で約20%（※115加盟施設のうち82施設から回答）
- ・ バス事業者においては、貸切バスについて、3月分はほぼキャンセル、4月～5月分もキャンセルが相次ぐ
また、特定旅客自動車運送事業（スクールバス等の送迎バス）についても運行ができない状況
- ・ 「栗林庵」の3月分については、来店購入者数は前年同月比62%、販売額は69%
4月1日から19日までの来店購入者数は前年同月比18%、販売額は20%
4月20日から5月6日まで休業
- ・ 「香川・愛媛せとうち旬彩館」は全館休館（4/9～5/6）

○ 主要観光施設

- ・ 栗林公園の臨時休園（4/24～5/6）
- ・ 新屋島水族館の臨時休館（4/8～当面の間）
- ・ 金刀比羅宮の境内への立入禁止（4/20～5/6）
- ・ 寒霞溪ロープウェイの臨時休業（4/10～約1か月間（暫定））
- ・ 二十四の瞳 映画村の臨時休業（4/16～5/6）
- ・ オリーブ公園（4/18～5/6 一部店舗臨時休業）
- ・ 県立東山魁夷せとうち美術館の臨時休館（4/18～当面の間）
- ・ ニューレオマワールドの臨時休園（4/21～5/7）
- ・ 国営讃岐まんのう公園の臨時休園（4/18～当面の間）
- ・ 直島等のアート施設の臨時休館（4/10～5/6）
- ・ 玉藻公園の臨時休園（4/24～5/6）
- ・ 瀬戸大橋記念館の臨時休館（4/20～5/6）
- ・ 県立ミュージアムの臨時休館（4/18～当面の間）
- ・ さぬきこどもの国の全面休園（4/21～5/6）
- ・ 四国水族館がラントオープン(3/20)の延期※4/8から当面の間全日休館、先行オープン中止
- ・ 丸亀城天守など丸亀市内の市立観光施設の臨時休館（3/18～5/10）
- ・ 父母ヶ浜エリア完全立入禁止措置（4/29～5/10）
- ・ 中津万象園・丸亀美術館の全施設休園（4/25～5/6）

2 交通関係

○ 航空

- ・高松－上海線の運休 : 令和2年2～5月にかけて計82往復が運休
- ・高松－台北線の運休 : 令和2年2～6月にかけて計128往復が運休
- ・高松－ソウル線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計39往復が運休
- ・高松－香港線の運休 : 令和2年3～6月にかけて計73往復が運休
- ・高松－羽田線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計351.5往復が運休
- ・高松－成田線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計78往復が運休
- ・高松－那覇線の運休 : 令和2年4～5月にかけて計17往復が運休

○ 高松空港直行バス

- ・高松空港－JR高松駅線の一部運休(運休している国際線、国内線に対応する便)
- ・高松空港－丸亀・坂出線の一部運休(4/10～4/28)
- ・高松空港－丸亀・善通寺線の全部運休(4/16～5/6)
- ・高松空港－琴平・三豊線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－祖谷線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－高知線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－琴平線の全部運休(3/29～5/6)
- ・高松空港－四国中央線の全部運休(3/9～4/28)

○ 鉄道

- ・JR四国運輸取扱収入 : 前年同期比37%(4/1～7)、前年同期比26%(4/8～15)
- ・JR瀬戸大橋線利用状況 : 前年同期比39%(4/1～7)、前年同期比30%(4/8～15)
- ・オール四国レールパス発売状況 : 前年同期比4%(3月)

・JR四国：県内特急列車

高德線：特急列車4本の運休(3/24～当面の間)

特急列車16本の運休(5/2～5/5) (3/24～当面の間の4本含む)

特急列車15本の運休(5/2～5/6) (3/24～当面の間の4本含む)

予讃線：ミッドナイトEXP高松 5/1～5/5、5/9、5/16

モーニングEXP高松 5/2～5/6、5/10、5/17

「四国まんなか千年ものがたり」の運休(3/6～当面の間)

「瀬戸大橋アンパンマントロッコ」の運休(3/20～当面の間)

普通列車

予讃線：4本運休(4/29～当分の間)

土讃線：3本高松～多度津間(4/29～当分の間)

- ・ことடன்：定期列車の減便(4/29～当面の間)

平日 ▲138本(382本→244本) ▲36.1%

休日 ▲171本(323本→152本) ▲52.9%

○ 船舶

- ・直島(宮浦)～豊島(家浦)～犬島航路の終日運休 (4/10～5/6)
- ・豊島(唐櫃)～高松航路の終日運休 (期間未定)
- ・豊島(家浦)～直島(本村)～高松航路：
週 35 往復(通常ダイヤ)を代えて週 24 往復(冬季ダイヤ)で運航 (期間未定)
- ・姫路～福田航路の減便
(姫路→福田：7 便→3 便、福田→姫路：7 便→4 便) (4/20～5/6)
- ・高松～土庄航路の高速艇の 1 往復減便 (1 日 16 往復→15 往復) (4/20～5/6)
- ・高松～小豆島(草壁)航路の減便
(平日 1 日 5 往復→4 往復、土日祝 1 日 5 往復→3 往復) (4/25～5/10)
- ・高松～直島(宮浦)航路の減便 (1 日 10 往復→6 往復) (4/24～5/6)
- ・宇野～直島(宮浦)航路の減便 (1 日 20 往復→19 往復) (4/24～5/6)
- ・多度津町から高見島・佐柳島への体調不良者の渡航自粛要請及び三洋汽船(株)による乗船時の検温の実施
- ・観音寺市から伊吹島への不要不急の渡航自粛要請
- ・高松市から男木島・女木島への不要不急の渡航自粛要請
- ・三豊市から粟島・志々島への不要不急の渡航自粛要請
- ・丸亀市から塩飽諸島への不要不急の渡航自粛要請

○ その他

- ・瀬戸中央自動車道の交通量：前年同期比約 85.24% (2/26～4/11)
- ・県内発着の高速バス全便運休 (当面の間)
- ・路線バスのイオン高松線[瓦町～イオンモール高松北口]の土日祝運行を平日ダイヤに変更 (35 便→25 便)

3 イベント関係

○ 県内の主なイベント

- ・第 36 回「四国こんぴら歌舞伎大芝居」の中止
(「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会) (4/11～4/26)
- ・瀬戸大橋スカイツアーの 4 月、5 月分の中止 (本州四国連絡高速道路株式会社)
- ・東京 2020 オリンピック聖火リレーの延期
(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会) (4/18, 19)
- ・第 71 回丸亀お城まつりの中止 (丸亀お城まつり協賛会) (5/3, 4)
- ・第 43 回小豆島オーリーブマラソン全国大会(小豆島オーリーブマラソン全国大会推進会) (5/24)

○ 地域密着型スポーツ

- ・香川ファイブアローズ : 2019-20 シーズン公式戦の打ち切り
- ・カマタマーレ讃岐 : J リーグ公式戦開幕(3/8～)の延期
- ・香川オーリーブガイナース : 四国アイントリーグ plus 公式戦開幕(3/28～)の延期

○ クルーズ客船寄港

令和2年は17件の寄港予定のうち、現在、12件が寄港中止

- ・クルーズ客船スター・ブリーズの寄港の中止(9/19, 21 10/10, 12)
- ・クルーズ客船クリスタル・エンデバーの寄港の中止(9/8)
- ・クルーズ客船にっぽん丸の寄港の中止(5/23, 25)
- ・クルーズ客船シルバー・エクスプローラーの寄港の中止(6/9)

○ その他

- ・スポーツ大会や学会等の中止(14件)や延期(1件)(3~4月中)
- ・「天空の鳥居」へのシャトルバス運行実証実験の延期等(観音寺市)(4/29~5/10)
- ・香川・高松ツーリストインフォメーションの一時閉所(4/18~5/6)

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

県民の皆様へお願い

- 1 人との接触をできるだけ減らしてください。
- 2 不要不急の外出を控えてください。
(生活上必要な物の買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。
感染拡大地域との不要不急の往来を控えてください。)
- 3 やむを得ない外出の場合も、人混みを避けるとともに、人との間隔をなるべく空け、3密(密閉・密集・密接)は絶対に避けてください。
- 4 体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休んでください。
- 5 こまめな手洗いや咳エチケットを守るとともに、バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○4月16日、

本県を含む全都道府県が特措法に基づく
緊急事態宣言の対象地域となりました。

○県民の皆様には、

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

を守っていただくよう強くお願いします。

○加えて、特に、大型連休期間においては、
都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行
などの移動を控えてください。

○このお願いは、緊急事態措置を実施すべき
期間とされている5月6日(水)までです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 香川県における緊急事態措置等

1. 措置の対象とする区域

香川県全域

2. 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施する措置の内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

(1) 徹底した外出自粛の要請（令和2年4月17日～5月6日）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月25日～5月6日）

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、**別紙1**の施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催についても、自粛を要請
- ・ なお、**別紙2**に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染防止策を講じ、事業を継続するよう要請
- ・ 法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示、及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで実施

別紙1 (施設の使用停止及び催物の開催の停止要請)

1. 基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※幼稚園については、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請	学校 (大学等を除く。)
社会福祉施設	休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。	保育所等、学童クラブ
	適切な感染防止対策の協力を要請	障害福祉サービス等事業所、婦人保護施設等

別紙2 (社会生活を維持する上で必要な施設)

1. 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※うどん店（観光客が多い店舗）については、5月2日から5月6日まで、別紙1のうち1の要請内容の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

別表 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・店舗利用者の入場制限、行例を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

ゴールデンウィーク緊急要請

～ みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう ～

賢明かつ節度ある行動で見えない敵
「新型コロナウイルス」に打ち克とう！

外出しないで

- ・不要不急の外出はしない。

帰省や旅行をしないで

- ・県境を越えた移動をしない。
- ・家族、親戚、友人に会うための移動はしない。
- ・帰省もしない。観光地、海、山へも行かない。

「3密」を徹底的に回避

- ・近くの公園への散歩や買い物であっても、「3密」(密閉、密集、密接)は絶対に避ける。
- ・人と人との距離は2mを確保。
- ・買い物は必要最小限の人数で。

企業、団体の方々も御協力を

- ・施設の使用制限要請には応じる。
- ・休暇をまとめて、従業員の出勤を極力減らす。
- ・電話やビデオ会議など、人と人との接触機会を減らす。

令和2年4月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門
副本部長 鳥取県知事 平井 伸治
副本部長 京都府知事 西脇 隆俊
副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治
本部員 43都道府県知事

県有施設等における対応

施設名	状況 4月24日時点	現在決定または予定している 利用休止期間
情報通信交流館（e-とびあ・かがわ）	休館	4月11日～5月11日
香川県県民ホール	休館	4月25日～5月6日
香川国際交流会館（アイパル香川）	休館	4月25日～5月6日
県民いこいの森野営場	休館	4月15日～5月6日
大川山野営場	休館	4月15日～5月6日
香川県公渕森林公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
香川県満濃池森林公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
ドングリランド	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
香川県社会福祉総合センター	休館	4月25日～5月6日
さぬきこどもの国	休館	4月21日～5月6日
香川県青年センター	休館	4月20日～5月6日
かがわ総合リハビリテーションセンター（福祉センター）	休館	4月22日～当面
香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	休館	4月25日～5月6日
瀬戸大橋記念公園	休園	4月24日～5月6日
坂出緩衝緑地	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
女木島野営場	休館	4月15日～5月6日
香川県粟島海洋記念公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
国際会議場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
展示場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
観光情報センター（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
多目的広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
大型テント広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
アート広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月6日
高松空港県営駐車場	休館	4月24日～当面
香川県オリーブ公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
香川用水記念公園 （水の資料館）	利用自粛の看板設置 （休館）	4月24日～5月6日 （4月20日～5月10日）
土器川公園	利用自粛の看板設置	4月20日～5月10日
さぬき空港公園	休園	4月20日～5月10日
香東川公園	利用自粛の看板設置	4月20日～5月10日
香川県立武道館	休館	4月20日～当面
香川県立丸亀競技場 （有料施設）	利用自粛の看板設置 （休止）	4月24日～5月6日 （4月20日～当面）
香川県総合運動公園 （有料施設）	利用自粛の看板設置 （休止）	4月24日～5月6日 （4月20日～当面）
香川県立総合水泳プール	休館	4月20日～当面
香川県立ミュージアム（瀬戸内海歴史民俗資料館・文化会館）	休館	4月18日～当面
香川県立東山魁夷せとうち美術館	休館	4月18日～当面
香川県漆芸研究所	休校	4月20日～当面

施設名	状況 4月24日時点	現在決定または予定している 利用休止期間
香川県立文書館	休館	4月25日～5月6日
栗林公園	休園	4月24日～5月6日
琴弾公園	休園	4月24日～5月6日
琴林公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
琴平公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
桃陵公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
亀鶴公園	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
香川県園芸総合センター (展示温室)	利用休止 (利用休止)	4月24日～5月6日 (4月20日～5月10日)
小豆オリーブ研究所 展示室	利用休止	4月20日～5月10日
香川用水資料館 1階展示スペース	利用休止	4月20日～5月10日
香西西地区港湾緑地パークゴルフ場	利用休止	4月20日～5月10日
高松港・詰田川緑地(グリーンパーク)	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
高松港・ハーバープロムナード(赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
高松港・香西西地区緑地(芝山マリンランド)	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
志度港・新町緑地	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
豊浜港・一の宮緑地	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
仁尾港・江尻I地区緑地	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
池田港・港湾緑地	利用自粛の看板設置	4月24日～5月6日
香川県立図書館	休館	4月25日～5月6日
香川県立五色台少年自然センター	休館	4月24日～5月6日
香川県立屋島少年自然の家	休館	4月24日～5月6日
香川・愛媛せとうち旬彩館	休館	3月28～29日、4月4～5日 4月9日～5月6日

令和 2 年 4 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策（令和 2 年度 4 月補正予算（案））について

1. 現状

本県においては、4 月 12 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増し、4 月 14 日に「香川県緊急事態」を宣言した。県立学校においては、4 月 7 日の国の新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく、東京都など 7 都府県を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を受け、4 月 13 日から 24 日までを臨時休業とし、その後の県内の感染状況を踏まえ、5 月 8 日まで臨時休業期間を延長しているところである。

また、4 月 16 日に特措法に基づく緊急事態宣言が本県を含む全都道府県に拡大され、これまでの外出自粛要請に加え、大型連休期間中の都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛を要請した。

その後も、新型コロナウイルス感染症の感染者は増加を続け、感染者が確認された地域も拡大しており、感染拡大に歯止めがかかっているとはいえ、また、県民の皆様のご協力により人の移動は減ってはきているが、まん延防止のために必要な人との接触について、「最低 7 割、極力 8 割程度」の減少には至っておらず、さらに、療養のための病床等についても、逼迫してきたところである。

このため、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様と協力しながら、事態の収束に向け、全力で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく必要がある。

2. 対策の考え方

まずは、新型コロナウイルスの感染拡大を止めることが重要であり、感染拡大防止対策と医療提供体制の整備に資源を集中投入して全力で取り組むとともに、感染拡大の収束に向けて、雇用の維持と事業の継続の支援策、また、県民の皆様の生活を守る支援策を適切に講じる。あわせて、感染症というリスクに適応していくため、感染症に強い社会・経済構造の構築にも取り組む。

3. 令和2年度4月補正予算(案)の概要

対策規模 (債務負担行為2,788百万円を含む)	4,203百万円 (6,991百万円)
-----------------------------	------------------------

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	2,425百万円
-----------------------	----------

①相談体制の強化〔4〕

- ・帰国者・接触者相談コールセンターの設置(相談体制を県庁に一元化)

②衛生用品の確保等〔294〕

- ・医療機関、社会福祉施設、幼稚園、県立学校、産婦等のマスク、消毒液等の確保支援
- ・社会福祉施設の個室化支援、特別支援学校のスクールバス増便等の衛生環境整備 等

③検査体制の強化〔84〕

- ・環境保健研究センターのPCR検査機器、検査試薬の追加購入
- ・民間検査機関等のPCR検査機器整備への支援
- ・PCR検査費(自己負担分)の公費負担 等

④医療提供体制の整備・強化〔646〕

- ・感染症患者搬送調整体制の構築
- ・帰国者・接触者外来の整備支援
- ・入院医療機関の病床確保
- ・県立病院における感染症患者受入体制の整備、強化
- ・軽症者が医療機関外で療養するための受入施設の確保
- ・地域医療機能の維持(代替・応援医師の派遣支援、代替看護師の派遣調整)
- ・医療チームの派遣
- ・感染症患者の入院医療費(自己負担分)の公費負担 等

⑤学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備〔295〕

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービスの運営時間拡大支援
- ・小中学校再開後の補習に必要な学習指導員の配置支援 等

⑥福祉サービス提供体制の確保〔55〕

- ・介護職員等の出勤が困難となった社会福祉施設等への応援職員の派遣
- ・通所サービス事業者等が居宅訪問等の特別な取組みを行った場合の経費支援 等

⑦休業要請等への協力促進〔1,003〕

- ・県からの休業要請等に応じて感染拡大防止に協力する事業者への協力金支給

⑧情報発信の強化〔17〕

- ・記者会見への手話通訳、インターネットライブ配信の導入
- ・感染症に関する情報提供や感染防止の啓発 等

⑨その他〔27〕

- ・県有施設の利用キャンセル料等の還付

2. 雇用の維持・事業の継続

1, 312百万円

①雇用の維持〔630〕

- ・国の雇用調整助成金への上乗せ助成
- ・香川県社会就労センター協議会の共同受注窓口コーディネーターの増員

②県内事業者の資金繰り対策〔680〕（債務負担2,788）

- ・売上高が大幅に減少した中小企業者等に対する制度融資に係る利子の全額補給（保証料は全国信用保証協会連合会から県信用保証協会に対して全額補給）
- ・中小企業者等に対する危機関連融資に係る保証料の全額補給

③県内事業者の事業継続支援〔2〕

- ・かがわ産業支援財団の経営相談体制強化（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への相談対応、各種支援制度の周知や活用支援等）

3. 県民の生活支援

449百万円

①県民の生活支援〔449〕

- ・生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付原資の増額

4. 感染症に強い社会・経済構造の構築

17百万円

①情報技術の普及・浸透〔17〕

- ・国のテレワーク環境整備事業を活用する中小企業に対し、国の対象外経費を県で助成
- ・県庁におけるテレワークに必要なモバイルルーターの追加購入
- ・県立学校における遠隔授業の効果検証 等

（参考）

○令和元年度2月補正予算

3百万円

- ・検体検査用試薬の購入
- ・個人防護具の整備に対する補助

○令和元年度補正予算（専決処分：3月24日）

281百万円

- ・マスク・消毒用エタノール等の購入
- ・生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付
- ・障害児に係る放課後デイサービスの開所時間延長に対する経費補助